



# 焼津市子育て世帯等定住促進 住宅取得支援事業補助金のご案内



## 住宅購入検討の方必見！

お得な  
情報！

# 最大100万円の助成金

対象：新築住宅・新築住宅(保留地)・建売住宅を取得する場合

## 焼津市は子育て支援も充実！安全安心な住環境！

焼津市外に住む子育て世帯及び  
若者夫婦世帯を対象に、焼津市への  
移住、定住を促進するため、住宅取得  
に係る費用を助成する制度です。

### 補助対象となる世帯構成

子育て世帯

夫婦+未就学児の子のいる世帯  
父子・母子世帯(子は未就学児) など

※詳細は裏面の要件を確認してください。

若者夫婦世帯

40歳以下の夫婦のみの世帯

### 子育て世帯

## 最大 100万円

( (土地価格+建物建設費(※)) -1,500万円) ×10%

### 若者夫婦世帯

## 最大 50万円

( (土地価格+建物建設費(※)) -1,500万円) ×10%

※消費税及び地方消費税を含みます。

申請期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日



## 焼津市 誘致戦略課

お申込み・お問い合わせ等は下記の電話番号までご連絡ください

054-626-9411

静岡県焼津市本町2-16-32  
<https://www.city.yaizu.lg.jp/>





要件

新築住宅を取得する場合

令和6年4月1日以降に住宅の取得に合わせ転入又は令和4年4月1日以降に転入し、転入日から継続して賃貸物件に居住している次のいずれかの世帯

●子育て世帯

- ・夫婦+未就学児の子がいる世帯 ・父子・母子世帯(子は未就学児)

●若者夫婦世帯

- ・40歳以下の夫婦のみの世帯

※未就学児、40歳以下を判定する基準は「申請日の属する年度の最終日」

例)申請日の年度内(3月31日まで)に就学する児童、41歳の誕生日を迎える方の場合には適用外。

土地・住宅の契約期間

- ・土地の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。
- ・住宅の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

要件

建売住宅を取得する場合

令和6年4月1日以降に住宅の取得に合わせ転入又は令和4年4月1日以降に転入し、転入日から継続して賃貸物件に居住している次のいずれかの世帯

●子育て世帯

- ・夫婦+未就学児の子がいる世帯 ・父子・母子世帯(子は未就学児)

●若者夫婦世帯

- ・40歳以下の夫婦のみの世帯

※未就学児、40歳以下を判定する基準は「申請日の属する年度の最終日」

例)申請日の年度内(3月31日まで)に就学する児童、41歳の誕生日を迎える方の場合には適用外。

住宅の要件、建売住宅の売買契約期間

- ・建物基準法(昭和25年法律第201号)第7条又は第7条の2に規定する完了検査の日から1年以内のもの
- ・建売住宅の売買契約日が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間である。

要件

新築住宅（一般保留地）を取得する場合

令和4年4月1日以降に焼津市の住民基本台帳に登録されている次のいずれかの世帯

●子育て世帯

- ・夫婦+中学生以下の子がいる世帯
- ・夫婦ともに40歳以下の世帯
- ・父子・母子世帯(子は中学生以下)

※中学生以下の子の判定日は、令和4年4月1日

満40歳以下の判定日は、令和5年3月31日

土地・住宅の契約期間

- ・土地(一般保留地)の売買契約日が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間である。
- ・住宅の売買契約日が令和4年4月1日以降である。